

12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

昭和52年、当時わずか13歳、中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を中心に、拉致問題の経緯や被害者ご家族の救出活動などを描いたドキュメンタリーです。

拉致問題啓発
映画上映会

映画「めぐみ」

～引き裂かれた家族の30年～

12月11日(水)

13時30分～15時
(13時開場)

東大阪市立男女共同参画センター
イコーラムホール



©Safari media LLC 2004

入場無料・申込先着順 (定員244人)

問い合わせ
申し込み

11月15日(金)から受付開始。【①お名前 ②電話番号】を明記し、ハガキ・電話・FAX・メールのいずれかで、お申し込みください。(定員に達し次第締切)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1
東大阪市人権文化部人権室人権啓発課

TEL 06-4309-3156 FAX 06-4309-3823

Email jinkenkeihatsu@city.higashiosaka.lg.jp



公共交通機関をご利用ください

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。